

## 郡山市東山霊園合葬墓使用許可書

令和7年（2025年）5月26日

伊部 康夫 様

郡山市長 椎根 健雄



次のとおり郡山市東山霊園合葬墓の使用を許可します。

|                         |                                      |                      |  |
|-------------------------|--------------------------------------|----------------------|--|
| 許可年月日                   | 令和7年（2025年）5月26日                     |                      |  |
| 許可番号                    | 第 03386 号                            |                      |  |
| 使用者                     | 住所                                   | 郡山市菜根三丁目21番10号 郡山ハイツ |  |
|                         | 氏名                                   | 伊部 康夫                |  |
| 個別埋蔵室使用<br>合葬室使用        | 個別埋蔵室                                |                      |  |
| 埋蔵予定者<br>氏名             | 伊部 康夫                                |                      |  |
| 埋蔵予定者<br>氏名<br>(2体用の場合) | 伊部 三千子                               |                      |  |
| 埋蔵位置                    | M 列                                  | 34 番                 |  |
| 個別埋蔵期間                  | 令和7年(2025年)5月26日 ～ 令和27年(2045年)5月25日 |                      |  |
| 使用料                     | 190,000 円                            |                      |  |

## 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 留 意 事 項

- 1 焼骨を埋蔵するときは、この許可書に記入及び確認を受けてください。(合葬墓には火葬しない死体(胎)は埋葬できません。)
- 2 この許可書を紛失し、又は汚損したときは、再交付を受けてください。
- 3 次に該当する場合は、この許可書を添えて届け出てください。
  - (1) 埋蔵した焼骨を改葬する場合で、使用者が死亡し親族縁故者等が使用权を承継するとき。
  - (2) 使用者の住所又は氏名を変更したとき。

## 埋 蔵 ・ 改 葬 記 録 簿

| 年 月 日 | 死 亡 者 氏 名 | 死亡者生年月日 | 死 亡 年 月 日 | 埋蔵・改葬の別 | 管理者印 | 備 考 |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|------|-----|
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |
| ・ ・   |           | ・ ・     | ・ ・       |         |      |     |

| 承 継 等 変 更 事 項 |     | 変 更 事 由 | 確 認 ( 承 認 ) 月 日 | 管理者印 |
|---------------|-----|---------|-----------------|------|
| 使<br>用<br>者   | 住 所 |         |                 |      |
|               | 氏 名 |         |                 |      |
|               | 住 所 |         |                 |      |
|               | 氏 名 |         |                 |      |
|               | 住 所 |         |                 |      |
|               | 氏 名 |         |                 |      |